

鏡石町地域公共交通等運行継続緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 鏡石町（以下「町」という。）が行う、燃料価格高騰の影響を受けている町内の路線バス(乗合バス)・貸切バス・タクシー事業者、自動車運転代行業者及びトラック運送事業者（以下「地域公共交通等事業者」という。）の運行継続を支援するため交付する町地域公共交通等運行継続緊急支援金（以下、「緊急支援金」という。）については、町補助金等の交付等に関する規則（昭和50年町規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 地域公共交通等事業者

路線バス(乗合バス)・貸切バス・タクシー事業者、自動車運転代行業者及びトラック運送事業者

(2) 緊急支援金

地域公共交通等事業者の運行継続を支援するため、町が地域公共交通等事業に対して支給する町地域公共交通等運行継続緊急支援金

(緊急支援金の交付対象事業者)

第3条 緊急支援金の交付対象事業者は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 路線(乗合)バス事業者・貸切バス事業者・タクシー事業者

道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の許可を受けて、一般旅客自動車運送事業を行い、町内に本社又は営業所がある事業者

(2) 自動車運転代行業者

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第2項に規定する福島県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者であり、町内に本社又は営業所がある事業者

(3) トラック運送事業者

貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第4条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業を行う事業者、同第35条の許可を受けて特定貨物自動車運送事業を行う事業者、同第36条による届出をして貨物軽自動車運送事業を行う事業者であり、それぞれ町内に本社又は営業所がある中小企業者・小規模企業者(資本金3億円以下又は常時使用する従業員が300人以下の会社及び個人)

(緊急支援金の交付対象事業者の要件)

第4条 緊急支援金の交付対象要件は次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 緊急支援金の交付申請時点で事業を継続している事業者
- (2) 次のいずれにも該当しない事業者
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)
 - ウ 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員等であるもの
 - エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(交付対象車両)

第5条 交付対象車両は、次に掲げる事項のうち(1)から(3)までのいずれか、及び(4)並びに(5)に該当するものとする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の許可を受けて一般旅客自動車運送事業(民間救急車両は除く)を行い、町内に本社又は営業所がある事業者が使用する届出車両
- (2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第2項に規定する福島県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者であり、町内に本社又は営業所がある事業者が使用する届出車両
- (3) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第4条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業を行う事業者、同第35条の許可を受けて特定貨物自動車運送事業を行う事業者、同第36条による届出をして貨物軽自動車運送事業を行う事業者であり、それぞれ町内に本社又は営業所がある中小企業者・小規模企業者(資本金3億円以下又は常時使用する従業員が300人以下の会社及び個人)が使用する届出車両
- (4) 事業用自動車として国土交通省東北運輸局福島運輸支局長に届出がされており、かつ、自動車検査証の使用の本拠が町内で登録されている、令和7年3月1日時点で使用している車両
- (5) 次のいずれかに該当する車両

- ア 路線バス(乗合バス)として使用される車両
- イ 貸切バスとして使用される車両
- ウ 乗用タクシー・ハイヤーとして使用される車両
- エ 自動車運転代行事業の随伴車として使用される車両
- オ トラック運送事業として使用される車両(三輪の軽自動車及び二輪の自動車は除く。)

(緊急支援金の交付額)

第6条 緊急支援金の交付額は次の各号に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(1) 路線バス(乗合バス)

前条(5)アに該当する車両の緊急支援金の額は、交付対象車両1台につき10万円を乗じて得た額とする。

ただし、乗車定員11人未満の車両の緊急支援金の額については、交付対象車両1台につき5万円を乗じて得た額とする。

(2) 貸切バス

前条(5)イに該当する車両の緊急支援金の額は、交付対象車両1台につき5万円を乗じて得た額とする。

(3) 乗用タクシー・ハイヤー

前条(5)ウに該当する車両の緊急支援金の額は、交付対象車両1台につき2万5千円を乗じて得た額とする。

(4) 自動車運転代行

前条(5)エに該当する車両の緊急支援金の額は、交付対象車両1台につき1万円を乗じて得た額とする。

(5) トラック

前条(5)オに該当する車両の緊急支援金の額は、交付対象車両1台につき1万円を乗じて得た額とする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 交付対象事業者が支援金の交付を受けようとするときは、令和7年4月30日(水)までに、以下の関係書類を添えて町に提出しなければならない。

- (1) 支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1-1-1号~1-5-2号のうち該当するもの)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 登録車両一覧表(様式第3号)
- (4) 申請時点で有効期間内である対象車両の自動車検査証の写し(電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し)

- (5) 自動車運転代行事業の随伴車として使用される車両について申請する場合は、対象車両に係る運転代行保険の証書の写し
- (6) 債権者登録申請書
- (7) (6)に記載した振込口座が分かる通帳等の写し
- (8) その他、町長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第8条 町は、前条の規定により支援金の交付申請があったときは、その内容を審査し、緊急支援金の交付決定及び額の確定又は不交付決定を行い、交付申請を行った交付対象事業者に対し通知するものとする。

(緊急支援金の支払)

第9条 町は、前条による緊急支援金の交付決定及び額の確定を行った場合は、交付対象事業者に緊急支援金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により緊急支援金の交付を受けたとき
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき
- (3) 緊急支援金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(緊急支援金の返還)

第11条 緊急支援金の交付を受けた交付対象事業者は、前条の規定による取消しを受けたときは、速やかに緊急支援金を返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第12条 交付対象事業者は、当該緊急支援金に関する関係書類(申請書に添付した書類を含む。)を、緊急支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の提出)

第13条 この緊急支援金に関して町に提出する書類は1部とする。

(立入検査等)

第14条 町は、緊急支援金の交付業務の適正を期するため、必要があるときは、緊急

支援金の交付を受けた者に対して報告させ、その事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査、若しくは関係者に質問することができるものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。